

集客ビジネスモデル認定事業のQ & A

Q 1) 今回事業を主催するにぎわいづくり懇話会とはどんな団体ですか？

A 1) 北九州市のにぎわいづくりを、市民主導で取り組んでいくことを目的に、平成 18 年 11 月に設立しました。

設立の目的

空港などの都市基盤や、福祉や教育など充実した北九州市の都市機能を財産（ストック）として有効に活用し、「市外から来る人を増やす」、つまり、「交流人口を増やす」ビジターズ・インダストリーに積極的に取り組み、継続的に実施していくため、『市民全員が主役』となり、民間を中心に全市を挙げて取り組んでいくことが必要です。その理念を推進するため、市民が主役の推進組織として「にぎわいづくり懇話会」を設立しました。

メンバーは、市内各企業や市民団体の代表者で構成されており、座長は、株式会社安川電気の利島社長です（その他メンバーは、別紙をご参照ください）。

Q 2) 認定のメリットは、何ですか？

A 2) 認定を受けることのメリットは、大きく分けて、以下の 2 つです。

- (1) 懇話会を構成しているメンバー（計 4 5 社）や行政関係機関と連携した事業推進
広報、PR の手段が広がる
ネットワークが広がる
許可申請等の手続きがスムーズになる

- (2) 助成金の交付

特に、(1) につきましては、他の助成事業にはない、本事業最大のメリットです。
詳しくは、事務局にお問い合わせ下さい。

Q 3) 広報 PR の具体的な手段は、何ですか？

A 3) 具体的には、以下の広報 PR をお手伝いします。

- HP「レッツシティ北九州」(北九州市のにぎわいづくり懇話会)へ事業内容を掲載
- 懇話会のネットワークを活かした多方面への広報展開
- 各報道機関への情報提供
- 市政だよりへの掲載 など

Q 4) 助成金の支援対象は、こういった内容ですか？

A 4) ビジネスモデルの『仕組みづくり』『育成』に必要な項目を、幅広く助成します。
一方、資産として永続的に残るものは、対象外とします。
従って、助成対象は、以下の通りです。

【助成の対象】

宣伝、広告、プロモーション等に要する費用
調査、分析に関する費用
その他、懇話会が必要と認める事業

【助成の対象外】

団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
飲食費
机・椅子・事務機器等、事務所備品的な物品の購入経費
領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
その他懇話会が適当でないと認める経費

また、北九州市にぎわいづくり懇話会での会計年度を、4月1日から3月31日としているため、助成金の支援期間は、認定後～3月までとします。

Q 5) 助成金は不要だけど、認定のメリットは受りたい。そういった場合もOKですか？

A 5) OKです。

申請の時に、その旨を記載して、提出してください。
審査会で認定を受けることができれば、認定のメリットを受けることができます。

Q 6) 既に他の補助を受けている事業についても、応募してよろしいですか？

A 6) 他の補助金等を受けている事業についてのご応募はできません。
ご遠慮下さい。

Q 7) 年度をまたがる事業は、こういった支援になりますか？

A 7) 認定後の支援期間は、本年10月から、来年9月までの1年間です。
この間、事業要綱の第4条のメリットを受けることができます。

(認定のメリット)

第4条 認定された事業は各号に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) 広報PR先の拡大
- (3) ネットワークの拡大
- (4) 許可申請の手続等のスムーズ化

但し、助成金の使用期間は、懇話会の会計年度に応じて、認定後から来年3月までの期間とします。

Q 8) 連続して、認定を受けることは可能ですか？

A 8) 原則、平成21年10月から平成22年9月までの支援になります。

但し、助成金については来年の3月までです。

一方、経済効果が非常に期待される事業で、継続的に支援すれば実現可能性が望まれる事業であれば、引き続き広報PR等の支援をする可能性があります。

Q 9) 認定後、事業主体を他人に譲ることはできますか？

A 9) 事業主体を他人に譲ることはできません。

理由は認定事業要綱第5条1項及び2項に掲げるとおりです。

なお、事業主体を他人に譲った場合は、下記の要綱第13条に掲げるとおり、交付決定の全部又は一部を取り消すこととなります。

(対象団体)

第5条 事業は、次の各号のいずれにも該当する個人及び団体に限り申請できるものとする。

- (1) 自らが事業主体となること。
- (2) 市内外を問わず、企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること。

(助成金の取り消し等)

第13条 認定事業審査会は事業の交付決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象団体に掲げる団体に該当しなくなったとき
- (2) 事業の全部又は一部遂行ができなくなったとき
- (3) 活動が、事業の規定に沿わなくなったとき
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき
- (5) その他認定事業審査会が適当でないと認めるとき

認定事業審査会は助成金の決定又は一部を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分に関して、すでに助成金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じなければなりません。また交付団体は助成金の返還を命じられたときは、速やかに返還しなければなりません。